

案<令和5年8月9日時点>

介護分野 I C T 化等事業費補助金取扱要領

介護分野 I C T 化等事業費補助金の交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及び介護分野 I C T 化等事業費補助金交付要綱（平成30年3月30日付け福介第850号静岡県健康福祉部長通知、以下「要綱」という。）の規定によるもののほか、この要領に定めるものとする。

- 1 「みなし指定」を受けている保険医療機関の取扱い（要綱第1及び第2関係）
 - (1) 「みなし指定」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第71条第1項の定めによる指定のことをいう。ただし、居宅療養管理指導の指定は除く。
 - (2) 「みなし指定」を受けている保険医療機関のうち、法人格を有しない者が申請する場合には、要綱第1で定める「法人の長」を「保険医療機関の長」と読み替え、要綱で定める各種様式において、「法人所在地、法人名及び代表者職氏名」を「保険医療機関所在地、保険医療機関名及び保険医療機関代表者職氏名」と読み替えるものとする。
- 2 「介護ロボット導入支援事業」における補助の要件（要綱第3関係）
 - (1) 介護ロボットの導入・活用や見守り機器の導入に伴う通信環境整備により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。
 - (2) 「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE（ライフ）。以下「LIFE」という。）による情報収集に協力すること。
- 3 「I C T 導入支援事業」における補助の要件等（要綱第4関係）
 - (1) 補助の要件
次に掲げるア～カについて、いずれも満たすことを補助条件とする。
 - ア 厚生労働省が発行する「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」や「介護サービス事業所におけるICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き」、「介護ソフトを選定・導入する際のポイント集」を参考に、I C T を活用した事業所内の業務改善に取り組み、「要綱第4(5)導入計画の作成及び導入効果の報告」に基づき、導入計画を作成すること。
 - イ 「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE（ライフ）。以下「LIFE」という。）による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。
 - ウ タブレット端末等を導入する際にあつては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するた

め、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。

エ 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2 版」（令和4年3月）を参考にすること。

オ 「要綱第4(5)導入計画の作成及び導入効果の報告」に基づき、導入効果の報告を行うとともに、ICT導入に関して他事業者からの照会等に応じること。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はないことに留意すること。

カ 導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。

(2) 介護ソフト等の補助範囲等

ア 要綱第4(3)ア(ア)において、CSVファイルの出力・取込機能は以下の(ア)～(オ)を指す。

(ア) 利用者補足情報

(イ) 居宅サービス計画1表

(ウ) 居宅サービス計画2表

(エ) 第6表（サービス利用票）、実績情報

(オ) 第7表（サービス利用票別表）

イ 要綱第4(3)ア(イ)において対象となるソフトウェアは、以下の(ア)～(ウ)のとおりとする。

(ア) 「入退院時情報連携標準仕様」を実装したソフトウェア

(イ) 訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア

(ウ) 「厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を有するソフトウェア」

4 「ICT導入支援事業」における補助の回数（要綱第4関係）

原則、1事業所1回とするが、補助額の合計が補助基準額の範囲内であれば、申請年度もしくは翌年度以降も追加の補助も可能とする。追加の補助を行う場合には、補助基準額から既に確定した補助額を除いた額を上限とする。なお、当初に補助した機器のリース料や保守・サポート費等、恒常的な費用について追加の補助を行うことは認められない。

5 添付書類（要綱第5及び第8関係）

要綱第5及び第8で定める提出書類に加えて、以下の書類を提出するものとする。

(1) 交付の申請

- ア 導入する機器等のカタログ等（変更の承認申請時にも提出）
- イ 導入する機器等の見積書の写し（変更の承認申請時にも提出）
- ウ 利用定員数が確認できる書類（介護ロボット導入支援事業に限る）
- エ 「標準仕様」に準じた介護ソフトであることを証する書類（ICT導入支援事業の申請のうち、居宅介護支援のサービスや居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づいた訪問介護等のサービスを提供する介護事業所に限る）（参考様式1）
- オ 『「入退院時情報連携標準仕様」を実装したソフトウェア』、『「訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア』、『「厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を有するソフトウェア」であることを証する書類（ICT導入支援事業のうち、以上のソフトウェアを導入する介護事業所に限る）
- カ 「一連の業務体制」を実現する介護ソフトを導入していることを証する書類（ICT導入支援事業の申請のうち、タブレット端末やバックオフィス業務用ソフト等のみを導入する介護事業所に限る）
- キ SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言していることを証する書類（ICT導入支援事業に限る。）
- ク 各申請事業所における対象経費内訳が分かる資料（参考様式2）

(2) 実績報告

- ア 契約書等の写し
- イ 導入した機器等の写真
- ウ 納品を証する書類の写し
- エ 支払いを行ったことを証する書類の写し
- オ 事業完了年月日を証する書類の写し
- カ 各申請事業所における対象経費内訳が分かる資料（参考様式2）

6 交付決定の優先順位（要綱第5関係）

- (1) 静岡県働きやすい介護事業所認証制度（平成30年10月25日付け静岡県健康福祉部福祉長寿局長通知）に基づき認証された介護事業所を優先して交付決定する。
- (2) 補助金申請事業所一覧（要綱様式第2号）に記載された事業所の順番を、法人内の優先順位とし、交付申請額が予算額を超えた場合には、当該順位を基に交付決定する場合がある。

附 則

この要領は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年度分の補助金から適用する。